

事故や病気の後に・・・

こんな症状で困っていませんか

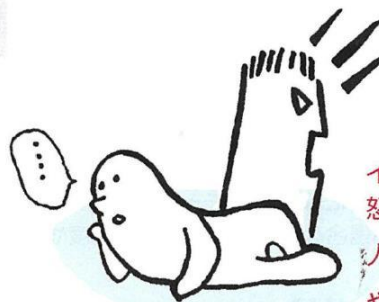
高次脳機能障がいかもしれません

物忘れをするようになった
新しいことが覚えられない

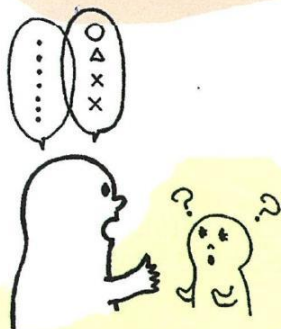


気が散りやすい
集中が続かない

よく
道に迷う



イライラして
怒りっぽい
人柄が変わった
やる気が起きない



話そうとしても、
うまく話せない



準備ができていなくても
行動してしまい、
同じ失敗をする



お金の管理や
手続きごとが難しくなった



段取りが
悪くなった
物事を順序立てて
進められない

交通事故などによる頭部外傷や、脳出血・脳梗塞などの脳血管疾患、その他の病気により脳が損傷を受けると、身体の障がいとは別に、思考や記憶、注意、言語などの脳機能の一部に障がいがあることがあります。これが、高次脳機能障がいです。外見ではなかなか分からないため、周囲の人が理解することが難しく、本人自身も自分の障がいを十分に認識できないことがあります。一人ひとりの症状も異なり、問題点が特定の状況にならないと見えてこないこともあります。

まずは診断を受けましょう

診断は医師が行います。それまでの病歴、脳の画像、診察などを通して集められた情報から総合的に判断されます。また、『神経心理検査』は状態を詳しく調べるもので、面談やテストなどで行われます。事故や病気から年数を経た後でも診察は可能です。

リハビリテーションを受けたい

高次脳機能障がいに応じたリハビリテーションを受けることによって、脳の傷が治るという事ではありませんが、代替手段の獲得や生活環境の整備などを通して、より良い生活の実現を目指します。

日常生活の支援がほしい

障害者総合支援法による介護給付（ホームヘルパーの利用など）や訓練等給付（福祉サービス事業所への通所など）などの社会福祉サービスを受けることができます。病気によっては、介護保険を利用することができる場合もあります。さまざまな制度を受けるために精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）等の申請もできます。

医療費や経済的なことが相談したい

自立支援医療（通院医療費が1割負担になる）などの申請ができます。また、障害年金の申請ができます。（年金を受給するには、いくつかの条件を満たしている必要があります。）

仕事のことを考えたい

ハローワークや障害者職業センター、障害者就労・生活支援センターなどで、就労の相談や支援を受けることができます。

お金の管理や手続きなどができず、心配です

判断能力が十分でないために、日常の金銭管理や身の安全や健康を守ることができない、福祉サービスの手続きに不安がある場合などには、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用することができます。

お問い合わせは・・・

- 鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関 野島病院高次脳機能センター

電話 0858-27-0205

メール mochiduki_k@nojima-hospital.or.jp

- 高次脳機能障害者家族会

電話 0859-35-5647 (障がい者生活支援センターまちくら内事務局)

- ホームページもご利用ください

高次脳機能障がい支援サイト：<https://www.pref.tottori.lg.jp/koujinou/>



【鳥取市】	八頭町福祉課	(0858) 72-3590	南部町福祉事務所	(0859) 66-5522
鳥取市保健所心の健康支援室 (0857) 22-5616	若桜町町民福祉課	(0858) 82-2232	伯耆町福祉課	(0859) 68-5534
【倉吉市】	智頭町福祉課	(0858) 75-4102	日南町福祉保健課	(0859) 82-0374
倉吉市福祉課	【中部】		日野町健康福祉課	(0859) 72-0334
【米子市】	湯梨浜町総合福祉課	(0858) 35-5374	江府町福祉事務所	(0859) 75-3223
米子市障がい者支援課	三朝町福祉課	(0858) 43-3520	【県】	
淀江支所地域生活課	北栄町福祉課	(0858) 37-5852	中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3127
【境港市】	琴浦町福祉あんしん課	(0858) 52-1706	西部総合事務所米子保健所	0859-31-9310
境港市福祉保健部福祉保健課	【西部】		県立精神保健福祉センター	0857-21-3031
【東部】	日吉津村福祉保健課	(0859) 27-5952		
岩美町健康福祉課	大山町福祉介護課	(0859) 54-5207		

※鳥取県からの委託を受けて、鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関が作成いたしました